

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県市川市田尻二丁目11番25号

氏名 株式会社 市川環境エンジニアリング
代表取締役 岩楯 保



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成27年12月17日

許可の有効年月日 平成34年11月8日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、エ 感染性産業廃棄物（特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、オ 廃PCB等（低濃度PCB廃棄物に限る。）、カ PCB汚染物（低濃度PCB廃棄物に限る。）、キ PCB処理物（低濃度PCB廃棄物に限る。）、ク 廃石綿等、ケ 特定有害産業廃棄物（鉱さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成5年11月9日	新規許可
平成20年11月9日	更新許可
平成24年5月14日	変更許可（有害物質の追加, 1品目の追加）
平成24年5月16日	優良確認
平成25年9月20日	変更許可（有害物質の追加）
平成27年12月17日	更新許可（優良認定）
平成29年7月26日	変更許可（3品目の追加）
平成30年2月20日	変更届（代表者変更, 役員変更）

4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考
本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。



特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名	有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物		○	○			○	○	○
鉛又はその化合物		○	○	○		○	○	○
有機リン化合物						○	○	○
六価クロム化合物		○	○	○		○	○	○
砒素又はその化合物		○	○	○		○	○	○
シアン化合物						○	○	○
PCB						—	—	—
トリクロロエチレン					○	○	○	○
テトラクロロエチレン					○	○	○	○
ジクロロメタン					○	○	○	○
四塩化炭素					○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン					○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン					○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン					○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン					○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン					○	○	○	○
1,3-ジクロロプロパン					○	○	○	○
チウラム						○	○	○
シマジン						○	○	○
チオベンカルブ						○	○	○
ベンゼン					○	○	○	○
セレン又はその化合物		○	○	○		○	○	○
ダイオキシン類			○	○		○	○	○
1,4-ジオキサン			○		○	○	○	○

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。